

# 回覧

## 令和5年台風第13号の接近に伴う大雨による水道料金等の減免について

令和5年台風第13号の接近に伴う大雨により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。大雨により被災された方に対して、以下のとおり水道料金・下水道使用料・農業集落排水使用料の減免を行います。

○対象者 罹災証明書または被災証明書の交付を受けた方

○減免金額 申請日以降の請求額から1回に限り次の金額を減免します。

- ・水道料金 : 一律3,000円
- ・下水道使用料 : 【家事用】2,860円、【業務用】3,300円
- ・農業集落排水使用料 : 一律3,520円

※請求額がこれらの金額に満たない場合は全額免除となります。

○申請書類 ①水道料金減免申請書（窓口にあります。）

②罹災証明書または被災証明書（写し可）

※申請書には、水栓番号またはメーター番号の記入が必要ですので、検針票を持参するか、事前にメモ等にひかえておくようお願いいたします。

※申請書については、以下よりダウンロードすることもできます。

<https://www.city.mobara.chiba.jp/0000007984.html>

○申請方法 罹災証明書または被災証明書（写し可）を持参し、以下のいずれかの窓口で申請してください。

- ・長生郡市広域市町村圏組合水道部業務課
- ・茂原市都市建設部下水道課（川中島下水処理場内）
- ・茂原市経済環境部農政課（茂原市役所6階）
- ・株式会社東計電算 茂原営業所

○申請期限 令和6年3月31日

### 問い合わせ先

長生郡市広域市町村圏組合水道部業務課	電話：0475-23-9482
茂原市都市建設部下水道課	電話：0475-23-3128
茂原市経済環境部農政課	電話：0475-20-1526